

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年10月4日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和3年10月19日から同年11月8日まで縦覧に供する。

令和3年10月12日

香川県知事 浜田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 南谷地区	高松市創造都市推進局 産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上原2地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上原地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 宮ノ原地区	〃
高松市塩江町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 来栖地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中下所地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西地地区	〃
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 荒谷地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中村女池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 春の木池地区	〃